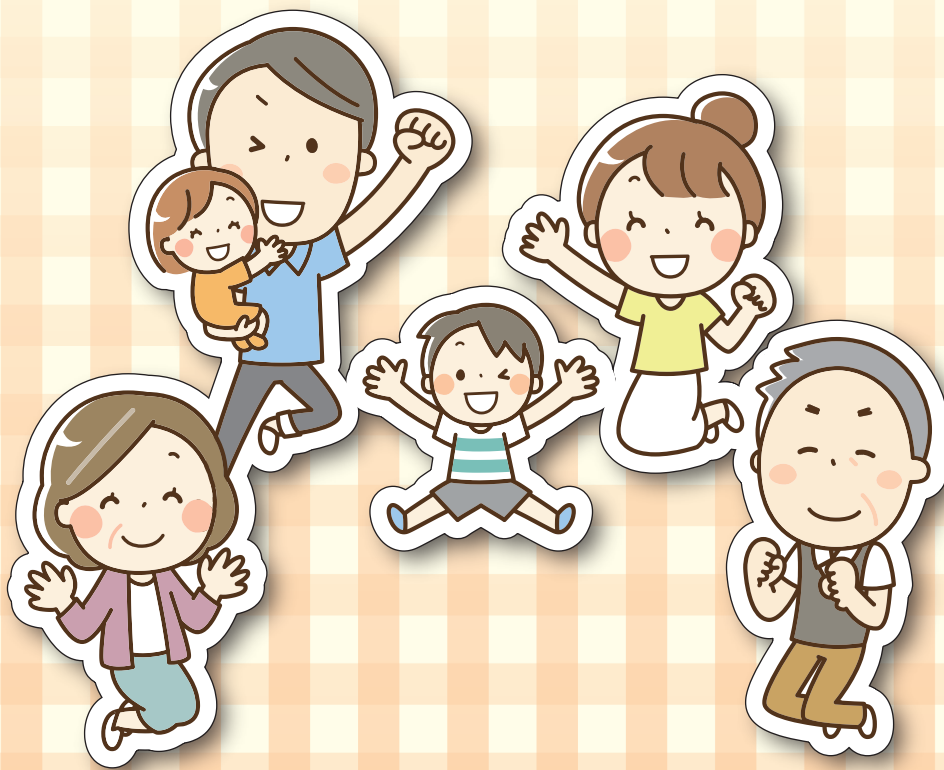


概要版

第2期南風原町
子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
南風原町

計画策定の概要（策定の背景や目的）

- 子どもと子育て家庭を取り巻く状況においては、女性の社会進出による共働き家庭の増加が進み、これに伴って保育所の待機児童対策が大きな社会問題となりました。
- 南風原町においても共働き家庭の増加とともに保育ニーズが上昇しているほか、津嘉山地区を中心とした人口の流入が顕著となっており、必然的に子どもの数も増加で推移しています。保育園への申し込みが増えることに加え、幼稚園においても預かり保育等の保育機能の充実が求められる状況となっています。
- このような状況の中で、南風原町では平成27年3月に「南風原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認可保育園の増改築や地域型保育の整備に加え、認可保育園の新規整備も行ってきました。さらに、公立幼稚園では、5歳児からの受け入れに加えて4歳児も預かる「2年保育」を導入するとともに、預かり保育の充実も行ってきました。
- また、待機児童対策のほか子育て支援や要保護児童対策等も掲げ、推進してきたところであります。
- 今回策定した「第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画の計画」は、現在も南風原町の大きな課題となっている待機児童の解消を目指すとともに、幼児教育・保育の質の確保、保幼小連携、地域子ども・子育て支援事業、要保護児童対策など、子どもと子育て家庭が安心して過ごしていける環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化するものです。

計画の位置づけ

○「第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画」は、次の3つの計画が盛り込まれています。

第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画

1 市町村子ども・子育て支援事業計画

幼稚園や保育園等の整備・充実、地域の子育て支援、放課後の子どもの居場所づくりなどについて掲げる計画

2 市町村次世代育成支援行動計画

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、教育、保育、保健、健全育成、児童虐待、障がい児支援などについて掲げる計画

3 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブなどの放課後児童対策を掲げる計画



○南風原町の総合計画やそのほかの様々な計画とも整合性を図り、調和を保って策定しています。

策定において踏まえていること

本計画は、以下のような内容も踏まえて策定しています。

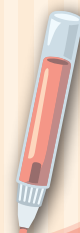
●南風原町の将来の子どもの数の推計値

◆教育・保育の無償化の影響

■潜在的な保育ニーズ

- ・現在、働いていない母親の就労希望率等
- ・現在、認可外保育施設利用者の認可保育園利用希望等

… など



基本理念

育つ喜び、育てる喜び、ちむぐるのまち 南風原

- 子どもたち一人ひとりがのびのびと育っていくためには、子どもたちを支える良質な家庭環境や地域環境が必要であり、子どもは其中で様々な力を身につけていくものです。また、家庭においては、親がゆとりを持って子育てができるように、地域が子育て家庭にとって「安全」「安心」な場であることが求められています。
- 幼児期の教育・保育環境、地域での子育て支援など、全ての子育て家庭に配慮し、安心して子どもを生み育てることのできる南風原町であるように、支援策を進めてまいります
- また、子どもと子育て家庭の幸せのために、関係機関や地域社会の一人ひとりが手をつなぎ、思いやりと心のふれあいを深め、子どもが育つ喜び、子どもを育てる喜びに満ちあふれた、ちむぐる豊かな地域づくりを目指します。

計画の基本目標

基本目標 1 地域における子育ての支援の充実

基本目標 2 教育・保育等の質の確保と向上

基本目標 3 安心して子どもを産み育てるための支援充実

基本目標 4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進





基本目標 1 地域における子育ての支援の充実

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ①0歳児、1歳児の保育の拡充
- ②保育所における5歳児保育の拡充
- ③公立幼稚園の複数年保育の推進
- ④公立幼稚園における一時預かり事業の充実

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

(3) 子どもの居場所づくり

- ①新・放課後子ども総合プランの推進
 - ①-1 放課後児童クラブの充実
 - ①-2 放課後子供教室の充実
 - ①-3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携型での実施の推進
- ②地域における居場所の確保、充実
- ③児童館の充実

基本目標 1 では…

- 待機児童対策や公立幼稚園の機能強化を進めます。
- 一時預かりやファミリーサポートセンターなどの子育て支援を進めます。
- 放課後児童クラブや放課後子供教室などの居場所づくりを進めます。

基本目標 2 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

- ①認定こども園の設置数や普及に関する考え方
- ②保育の質の確保
- ③保幼小連携の推進
 - ③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-2 0~2歳、3~5歳の取り組み連携
- ④幼児教育アドバイザーの配置
- ⑤外国につながる幼児への支援・配慮

(2) 人材の確保の推進

- ①保育士の確保
- ②幼稚園教諭の確保
- ③放課後の居場所における人材確保
- ④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

基本目標 2 では…

- 幼児期の教育・保育の質の確保・向上を進めます。
- 保幼小連携を進めます。
(保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携)
- 保育士や幼稚園教諭などの人材確保を進めます。



基本目標3 安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 集い、交流による子育て支援の充実

- ①地域子育て支援センターの充実
- ②地域における集い、交流機会の充実

(2) 相談、情報提供の充実

- ①相談機能の充実
 - ①-1 各種相談の充実
 - ①-2 利用者支援事業
 - ①-3 母子健康包括支援センター
- ②情報提供の充実
 - ②-1 周知・広報の強化
 - ②-2 関係機関との連携による情報の提供
 - ②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

(3) 経済的負担軽減策の推進

- ①児童手当
- ②こども医療費助成事業
- ③就学援助制度の周知・普及



基本目標3では…

- 子育て家庭の交流機会や相談、情報提供の充実を進めます。
- 児童手当やこども医療費助成などの経済的負担軽減策を進めます。

基本目標4では…

- 児童虐待防止機能の強化を進めます。
- ひとり親家庭への支援や障がい及び発達障がいへの対応充実を進めます。
- 生活困窮世帯の子や若年妊産婦の居場所づくりなど、子どもの孤立対策を進めます。

基本目標4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ①虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報
- ②虐待への対応の充実
- ③養育支援訪問事業
- ④「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化
- ⑤南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実

(2) ひとり親家庭の支援の充実

- ①ひとり親家庭への相談の充実
- ②児童扶養手当などの経済的支援
- ③母子家庭の母親に対する就労支援
- ④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ①障がいの早期発見と早期支援の充実
- ②相談支援の充実
- ③発達障がいについての対応の充実
 - ③-1 発達相談の充実
 - ③-2 親子通園事業の充実
 - ③-3 移行支援の推進
 - ③-4 発達支援の拠点整備
 - ③-5 発達障がい児を持つ親の理解促進
- ④障がい児保育の充実
 - ④-1 障がい児保育の充実、学童クラブでの受け入れ支援
 - ④-2 特別支援教育の充実
- ⑤障がい児のための福祉サービスの充実
- ⑥医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ⑦経済的支援

(4) 子どもの孤立（貧困）対策の充実

- ①生活困窮世帯の子、若年妊産婦の居場所づくり（「子ども元気ROOM」の充実）
- ②就学支援認定者への学習支援の推進
- ③生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり
- ④就学援助制度の周知・普及（再掲）



教育・保育事業の目標（幼稚園や保育園等の整備目標）

- 町の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づきながら第1期の申し込み実績を踏まえ、年度ごとに徐々に量の見込みが増えていくように設定しました。
- 公立幼稚園については、3～5歳児の教育・保育の提供体制整備を目指すとともに、認定こども園への移行の検討も含めて受け入れ体制の強化を検討します。
- 保育ニーズについては、既存の認可保育園の整備や分園、増改築及び地域型保育事業の新設など状況に応じながら確保を図ります。町全体で待機児童が解消されるよう整備を図ります。

① 1号認定（3歳以上で教育のみの就学前の子ども）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	293	302	299	294	295
公立幼稚園	203	212	209	204	205
認定こども園(私立)	90	90	90	90	90

この施設で対応！

- ・公立幼稚園
- ・認定こども園

② 2号認定（3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1,417	1,408	1,411	1,416	1,430
公立保育所	36	36	36	36	36
私立保育園	869	869	869	869	884
公立幼稚園*	442	433	436	441	440
認定こども園(私立)	60	60	60	60	60
企業主導型保育所(地域枠)	10	10	10	10	10

この施設で対応！

- ・公立保育所
- ・私立保育園
- ・公立幼稚園
- ・認定こども園
- ・企業主導型保育所

*幼稚園の預かり保育利用分は、こちらに計上しています。

③ 3号認定（0歳児で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	327	333	333	333	333
公立保育所	6	6	6	6	6
私立保育園	269	269	269	269	269
小規模保育	42	48	48	48	48
企業主導型保育所(地域枠)	10	10	10	10	10

この施設で対応！

- ・公立保育所
- ・私立保育園
- ・小規模保育
- ・企業主導型保育所

④ 3号認定（1・2歳児で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	821	994	1,009	1,019	1,039
公立保育所	18	18	18	18	18
私立保育園	683	843	858	868	888
小規模保育	90	103	103	103	103
事業所内保育	10	10	10	10	10
企業主導型保育所(地域枠)	20	20	20	20	20

この施設で対応！

- ・公立保育所
- ・私立保育園
- ・小規模保育
- ・事業所内保育
- ・企業主導型保育所

[参考] 認定区分について

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要要件	給付の内容	利用できる施設
1号認定子ども 満3歳以上の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	満3歳以上 (3～5歳)	なし	・教育標準時間 (4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳以上 (3～5歳)	あり (保護者の就労等)	・保育標準時間 (11時間) ・保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 幼稚園 (預かり保育利用)
3号認定子ども 満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳未満 (0～2歳)	あり (保護者の就労等)	・保育標準時間 (11時間) ・保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育所等)

地域子ども・子育て支援事業の目標（主な取り組み）

① 放課後児童健全育成事業

利用ニーズを見極めながら、受け入れ枠を拡充！

共働き家庭で、放課後、家で子どもを見られない家庭の子どもを預かり様々な活動を行う場。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
857人	897人	937人	1,017人	1,017人

② 子育て支援拠点事業

町内3つの保育園で地域子育て支援センターを実施！

地域子育て支援センターにおける乳幼児や保護者の交流や子育ての相談の場。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

③ 一時預かり（幼稚園型以外）

町内3つの保育園で実施！

仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどの際に、保育施設等で一時的に子どもを預かる。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

④ 病児・病後児保育

町内1カ所において病児・病後児保育を実施！

子どもが病気などで保育施設等を休まなければならないときに、病院などで預かる。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

対象世帯の全戸訪問を目指して事業を実施！

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う。

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援の体制を確保し、事業を実施！

養育支援が特に必要な家庭に対して、自宅を訪問して指導・助言等を行う。

⑦ 妊婦健診

14回の妊婦健診費用補助を継続して実施！

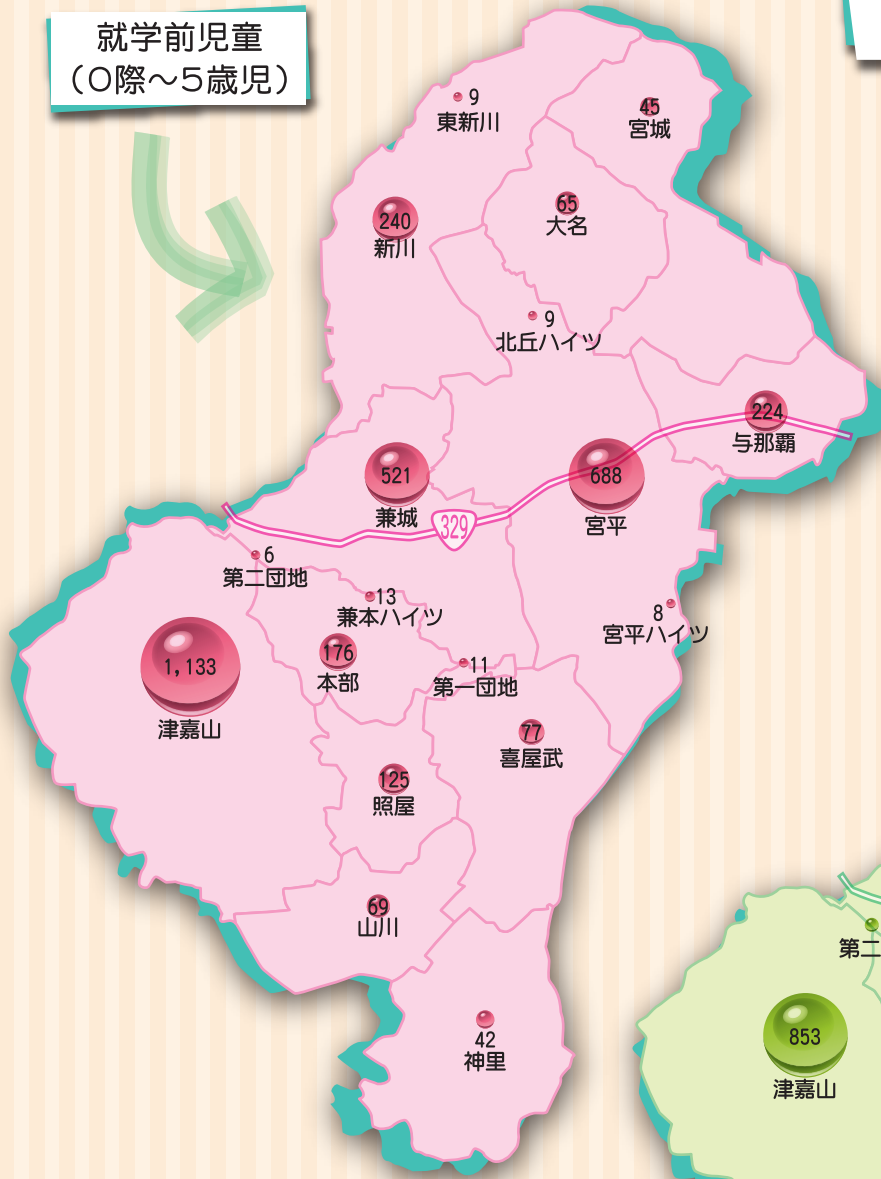
妊婦の健康の保持・増進のため、妊婦に対する健康診査を行う。



南風原町の児童人口

- 就学前児童（0歳～5歳児） 3,461人
- 小学生（6歳～11歳児） 3,179人

就学前児童
（0歳～5歳児）



小学生
（6歳～11歳児）

